

平成27年度の住民税に適用される 主な税制改正

【担当課】 税務課 ☎5654-8550

上場株式などに係る配当所得および譲渡所得などに対する軽減税率を廃止し、本則の税率が適用されます

特別区民税・都民税の平成26年度課税（平成25年分の配当・譲渡所得）までの軽減税率3%（特別区民税1.8%、都民税1.2%）の特例措置が廃止されたことに伴い、特別区民税・都民税の平成27年度課税（平成26年分の配当・譲渡所得）から、税率5%（特別区民税3%、都民税2%）が、適用されます。

非課税口座内の少額上場株式などに係る配当所得および譲渡所得などの非課税措置（いわゆるNISA）が創設されました

平成26～35年までに金融商品取引業者などの営業所に開設した非課税口座において、毎年新規投資額で100万円を上限に、5年以内に支払いを受けるべき配当所得および譲渡所得などが非課税となりました。

住宅借入金等特別税額控除に関する改正がされました

所得税の確定申告をし、控除が所得税額から引ききれなかった場合に住民税額から控除を受けることができます。最初の年の申告は、税務署への確定申告が必要です。

▷適用期限の延長

適用期限が4年間延長され、平成29年12月31日までになりました。

▷控除限度額の拡充

消費税率引き上げに係る措置として、下表の通り改正されました。

居住日	控除限度額
平成26年1～3月	97,500円 [所得税の課税総所得金額等×5% (特別区民税3%、都民税2%)]
平成26年4月～平成29年12月	136,500円(※) [所得税の課税総所得金額等×7% (特別区民税4.2%、都民税2.8%)]

(※) 住宅の対価の額などに含まれる消費税率が8%または10%である場合です。それ以外の場合の控除限度額は「平成26年1～3月」と同様です。

小菅・高砂保健センターの 乳幼児健診などの実施場所が変わります

小菅保健センターと高砂保健センターの乳幼児健診、育児学級などは、平成27年2月から、最寄りの地区センターなど地域コミュニティ施設に会場を変更して実施します。

ただし、平成27年3月31日まで、一部の育児グループなどを、小菅保健センターと高砂保健センターで実施します。対象の方には個別通知やチラシなどでご案内します。

平成27年4月以降、小菅・高砂保健センターでの事業実施はありません。

平成27年1月までの 実施場所と主な実施事業	平成27年2・3月 の実施場所	平成27年4月以降 の実施場所(予定)
小菅保健センター (小菅 2-19-21) 4カ月児健診(BCG接種)・1歳6カ月児健診・3歳児健診・乳幼児経過観察・1歳6カ月児心理集団経過観察・2カ月児の会・3カ月児の会・育児学級・育児グループ(3月)・1歳2カ月児歯科健診 1歳6カ月児心理経過観察・3歳児心理経過観察・育児グループ(2月)・育児相談・ハローベビー教室・平日パパママ学級・精神保健相談・健康づくり事業	南綾瀬地区センター (堀切 7-8-22) 小菅保健センター	南綾瀬地区センター
高砂保健センター (高砂 3-26-9) 4カ月児健診(BCG接種)・1歳6カ月児健診・3歳児健診・乳幼児経過観察健診・1歳6カ月児心理経過観察・1歳6カ月児心理集団経過観察・3歳児心理経過観察・2カ月児の会・育児学級・育児相談・1歳2カ月児歯科健診 3カ月児の会・育児グループ・精神保健相談・健康づくり事業	高砂地区センター (高砂 3-1-39) 高砂保健センター	高砂地区センター

【担当課】▷小菅保健センター ☎3602-8403
▷高砂保健センター ☎3672-8135

官公署だより
ご自宅などにインターネットが利用可能なパソコンとプリンターのある方は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」をご利用ください(平成27年1月上旬から作成可能となる予定です)。
正しく申告書が作成できます
画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動で計算され、所得税(復興特別所得税)、贈与税、個人消費税の確定申告書や青色申告決算書などが正しく作成できます。
作成した申告書などは、印刷して郵送などで提出で

**平成26年分の申告書などの作成は
国税庁のホームページで**
ご自宅などにインターネットが利用可能なパソコンとプリンターのある方は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」をご利用ください(平成27年1月上旬から作成可能となる予定です)。
データの保存ができます
作成の途中でもデータを保存でき、保存したデータを読み込んで、作成を再開することもできます。次年度の申告書の作成時にも保存したデータを読み込んで住所・氏名などの項目を引き継ぐことができます。
e-Tax(電子申告)もご利用ください
事前に電子証明書の取得(有料)とICカードリーダーなどの準備が必要ですが、作成した申告書などのデータを電子送信することもできます。
e-Taxを利用した場

高砂税務署
「確定申告書作成会場」
所得税(復興特別所得税)・贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場を次の通り開設します。
【開設期間】
2月2日(月)～3月16日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)

合には、早期の還付処理や添付書類の提出省略などのメリットがあります。
詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告特集」(http://www.ntago.jp)をご覧ください。
ただし、2月22日(日)・3月1日(日)は開場
【受付時間】
午前8時30分から(提出は午後5時まで)。
【相談時間】
午前9時15分～午後5時
会場が混雑している場合は、受け付けを早めに締め切ることがあります。
税務署の駐車場は狭いので、お車での来署はご遠慮ください。
【問い合わせ】
葛飾税務署
(立石 8-31-16)
☎(3691)0941
(自動音声応答によりご案内します)

防災ニ情報

雪への備え

今年の2月は東京でも2回の大雪に見舞われました。都市部にお住いの皆さんに雪の対策をご紹介します。

積雪時に外出するときの注意点

- ▽不要不急の外出は避ける
- ▽自転車は使わない
- ▽滑りにくい靴を選び、日陰などの滑りやすいところを避け、歩幅を狭めて歩く
- ▽荷物はリュックなどを利用し、両手が使えるようにしておく

積雪時の自動車運転の注意点

- ▽スタッドレスタイヤやタイヤチェーンを装着し、車間距離を多くとる
- ▽急ハンドル・急ブレーキ・急発進を避け、積雪で見えにくい標識・表示に注意する
- ▽万一に備え、けん引ロープ・発煙筒・シャベルなどを装備する
- ▽積雪による流通混乱に備え、水・食料などを備蓄する
- ▽停電に備えて使い捨てカイロなどの暖房用品を準備しておく

【担当課】防災課
☎(5654)8224

昭和28年創業 60年間積み重ねてきた実績と信頼

23区許可 一般廃棄物収集運搬業: 第179号
古物商許可: 第307760406475号

整理する時間が無い、一人では運べない、後のことが気がかり...

遺品整理・事前整理

お任せください。

【適正料金】 ご相談・お見積 無料

- 事前にお打ち合わせした内容に追加がない限り、追加料金は一切頂けません。
- 遺品は処分するものと保存するものを仕分け、丁寧に分別・梱包致します。

1K ¥50,000~
(1ルーム+キッチン)
※料金は目安です。

高嶺清掃株式会社
東京都葛飾区立石3-5-1
TEL 03-3696-7111 FAX 03-3697-2696
info@eco-takane.com
http://www.eco-takane.com/

☎0120-540-594
電話受付 月～土 8:00～18:00 ※時間外は留守番電話にお願い致します。